市立保育所民間移管検証結果報告書

平成 27 年2 月

横浜市こども青少年局

市立保育所民間移管検証結果報告書 目次

はし	めに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
I	事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
1 2	民間移管の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2 • 2 • 2
I	横浜市の保育所運営についての現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
1 2 3	保育ニーズの増大(市立保育所民間移管 実施基準より)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
Ш	これまでの移管実績及び移管後の運営状況等・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1 2 3 4	移管条件及びその実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1515
IV	検証の趣旨・方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1 2 3	検証の趣旨・方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 17 • 17
1 2 3	検証の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 17 • 17 • 17
1 2 3 V 1 (((2 3	検証の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 17 • 17 • 18 • 18 • 24 • 29 • 31 • 34 • 36
1 2 3 V 1 ((2 3 4	検証の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 17 • 17 • 18 • 18 • 24 • 29 • 31 • 34 • 36 • 39

はじめに

横浜市では、厳しい財政状況の中、民間保育所の持つ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくことを目的に、平成 16 年度から市立保育所の民間移管を開始し、これまでに計 38 園の移管を完了しました。

23 年度の移管からは、民間の力の活用による保育所の施設整備を通じ、保育環境の改善、 増築等による待機児童の解消、地域における子育て支援の充実に向けた取組を推進していくことを目的に加え、現在、27~29 年度移管予定園6園で移管に向けて準備を進めているところです。

一方、近年の社会経済情勢の大きな変化によって、子育ての環境や、保育事業を取り巻く状況が大きく変わってきています。特に保育事業については、20 年度の保育所保育指針の改定を始めとして、待機児童の大幅な増加に対する施策の展開、27 年度からの『子ども・子育て支援新制度』の施行など、大きな変動の中にあります。

本市では、25 年度に待機児童ゼロを達成していますが、26 年4月には待機児童が 20 名に 増加しており、今後も引き続き待機児童対策に取り組んでいく必要があります。

また、市立保育所については、26 年9月の『市立保育所のあり方』に関する基本方針において、市立保育所の果たすべき役割を明確にするとともに、54 園の「ネットワーク事務局園」を指定し、その役割等を強化していくことといたしました。

今後、「ネットワーク事務局園」として指定をしない32園の市立保育所については、原則として民間に移管していく事となりますが、今後の移管計画を立案する際は、現在の保育を取り巻く状況を十分踏まえた上で、従来の目的である「多様な保育ニーズへの対応」や「保育環境の改善」等を引き続き考慮していく必要があります。

また、民間移管事業は、直接的な関係者である保護者・移管先法人を中心として、多数の関係者の皆様の御理解と御協力が不可欠なため、関係される皆様の御意見をできるだけ反映しながら、従来と同様丁寧に事業を進めていく事が必要だと考えています。

このような状況の中、前回の検証から3年が経過した事から、直近3年間の事業検証及び16年度からの事業目的の達成状況等を確認し、これまでの移管事業の課題を抽出・整理した上で総括的に検証します。その検証結果を踏まえ今後の事業計画を策定していきたいと考えています。

I. 事業概要

1 民間移管の経緯

近年の女性の社会進出の増加や就業構造の変化によって、保育所の入所希望者が急増するとともに、子育てに関する様々なニーズが増大しています。就労支援や家庭の育児支援等、保育所に求められる役割も多様化している中で、限られた財源を有効に活用して、育児を取り巻く環境の改善を進めていくことが、横浜市においても重要な課題となっています。

こうした背景や課題のもとで、平成 15 年 2 月に横浜市児童福祉審議会から今後の保育施策についての「意見具申」が出され、本市ではこの意見具申の考え方をもとに、15 年 4 月に「今後の重点保育施策(方針)」を策定し、この方針に基づいて、16 年度から移管事業を進めています。

〈横浜市児童福祉審議会 意見具申(平成15年2月、抜粋)〉

・民間保育所が公立保育所に比べて「柔軟かつ効率的な運営が期待できる」点に着目し、今後は公立保育所の民営化について児童福祉を増進するという観点を踏まえて実施していくことが必要であると考えます。

2 現在の事業目的

- 民間保育所のもつ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応する。
- 民間の力の活用による保育所の施設整備を通じて、保育環境の改善、増築等による待機児 童の解消、地域における子育て支援の充実に向けた取組を推進する。

3 事業計画

民間移管事業は3年ごとに検証を行い、その結果を踏まえ、次期3年間の事業計画を策定しながら進めており、平成16年度から25年度(22年度を除く)までは年4園ずつ移管しました。

23年9月に行った前回の検証を踏まえ、26年度から28年度までの3年間は、年2園ずつを民間へ移管する計画を定め、26年4月時点で計38園の移管を完了しています。

現在は、27 年度及び 28 年度の移管に加え、暫定的に現事業計画(26~28 年度)を1か年延長した 29 年度移管を含め、計6園の移管を進めており、29 年度までに計 44 園の移管が完了する予定です。

4 直近(平成26年度移管)の事業スケジュール

直近の移管事業については、次頁の表(表1)で示すスケジュールに沿って進めました。

(表 1) 26 年度移管のスケジュール

			主なスケジュール	対象となる 保護者			
				F1 102 F2			
公	10 月	移管予定園公表		全 員			
表	11 月	↑	第1回保護者説明会	全 員			
	12 月	· · · 保護者説明	第1回個別相談	希望者			
年	1月		第2回個別相談	希望者			
度	2月		保護者アンケート	在園児			
	3月		入園予定者への説明	入園予定者			
	4 🗆		保護者アンケート	如3厘旧			
	4月		第2回保護者説明会	新入園児			
	5月	法人選考	第1回法人選考委員会	(傍聴可)			
	37		法人選考委員保護者ヒアリング	希望者			
	6月	法人募集	第2回法人選考委員会	(傍聴可)			
	7月	応募受付	既移管園見学会	希望者			
2	8月		第3回法人選考委員会(1次選考)	(非公開)			
年	9月	実地調査					
前	10 月		第4回法人選考委員会	(非公開)			
נים	11 月	法人面接	第5回法人選考委員会(2次選考)	(非公開)			
		▼ 法人決定	移管先法人発表				
	12 月						
	1月		第3回保護者説明会(法人紹介)	全 員			
	2月		共同保育見学会	希望者			
	3月	₩	入園予定者への説明	入園予定者			
	4月	↑					
	5月	引継ぎ	第1回三者協議会	代表者			
	6月	────三者協議会					
	7月	二個協議云	第2回三者協議会	代表者			
1	8月						
年	9月		第3回三者協議会	代表者			
	10 月						
前	11 月		第4回三者協議会	代表者			
	12 月						
	1月	<u> </u>					
	2月	共同保育 共同保育	第5回三者協議会	代表者			
	3月	 					
移管年度	4月 以降	移管先法人による運営開始(4月~) アフターフォロー 三者協議会					

(1)移管予定園の選定

移管予定園の選定にあたっては以下の考え方を基本としています。

- ① 市立保育所の園数が多い区から順番に選定
- ② 区の負担にも配慮しながら、保育所数の区間是正を図る
- ③ 施設の老朽度、敷地面積、児童の入所状況、利便性の4つの指標を基にポイントを算定し、ポイントの高い園から選定

なお、各区で検討を進めていた『市立保育所を活用した保育資源ネットワーク』構築事業のモデル実施の検討状況に配慮した上で選定しました。

(2) 保護者への説明

民間移管事業を円滑に進めるためには保護者の理解と協力が不可欠です。現在は、保護者の不安解消・理解促進に向けて十分な説明をするため、3回の保護者説明会と2回の個別相談及び既に移管した園等の見学会を実施しています。この他、必要に応じて保護者説明会や個別相談を実施するとともに、移管準備の進行にあわせ適宜、話し合いや情報提供を行っています。

なお、保護者への説明に際しては、できるだけ多くの保護者に参加していただけるよう、 保護者のお迎え時間帯を考慮するなど、工夫して取り組んでいます。

(表2) 保護者説明スケジュール(24~26年度移管園)

時期		内容				
	10 月	移管予定園公表				
	11 月	保護者説明会①				
3 年	12 月	個別相談				
+ 前	1月	個別相談				
""	1・3月	既移管園見学会①				
	2・3月	共同保育見学会				
2	4 月	保護者説明会②				
年	7 月	既移管園見学会②				
前	12月~	保護者説明会③(法人紹介)				

(3) 法人募集

法人募集にあたっては、市内外を問わず、以下の要件を満たす法人を対象に募集を行っており、直近では、平成26年12月に応募対象の約1,000法人にダイレクトメールを送付しています。また、ホームページ等も活用し、積極的に情報提供しています。

- ・社会福祉法人もしくは公益法人(公益社団法人・公益財団法人)であること
- ・ 応募時点で認可保育所の運営実績が1年以上あること

(4) 法人選考

法人選考については、客観性と専門性を確保する観点から、学識経験者や福祉関係者等からなる法人選考委員会が行っています。委員会では、毎年、選考基準、選考方法を議論の上決定し、選考を行っています。

選考は、移管前々年度の4月から11月までの間、約8か月にわたり行われます。この間、移管予定園の保護者ヒアリング、2次選考対象法人が運営する園への実地調査、各法人の理事長、施設長及び主任保育士の予定者、会計担当者の面接等を行い、5回の委員会を経て移管先法人を決定します。

(5) 移管条件について

民間移管事業を進めるにあたっては、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するため、 また、移管前の保育を引き継いだ上で質の高い保育を展開するため、移管条件を定め、移管 先法人に遵守するよう求めています。主なものは次のとおりです。

ア 運営条件

保育環境を出来る限り変えないという考え方から、移管前の定員及び定員構成を継承することとしているほか、障害児保育の実施、年間行事の継承等について定めています。

イ 上乗せ条件

多様な保育ニーズに対応するため、主食提供、土曜給食、時間延長、一時保育の4つの サービスの実施を条件として定めています。

上記のサービスのうち、移管後3年以内を目途に実施することとしている一時保育を除き、全てのサービスを移管と同時に実施することとしています。

ウ 職員

「移管後も経験の豊かな職員に保育してもらいたい。」という保護者からの意見を踏まえ、施設長には認可保育所での保育経験 12 年以上等の条件を定めています。その他保育士についても、一定の保育経験を有する者を配置することなどを定めています。

移管条件は、前述した事業目的の達成のため、これまでに本市全体に寄せられた保育ニーズを基に、法人の運営能力にも配慮した上で、移管に際しての最低基準として定めています。 移管条件は将来にわたり園運営を制限するものではなく、最長で移管日の前日に在園していた児童が卒園するまでの間は遵守することになっており、それ以前でも、三者協議会等において話し合いの上で、保護者の合意が得られれば変更することは可能です。

(6) 財産

土地については無償貸付、建物については有償譲渡、備品については無償譲渡を行っています。

(7) 三者協議会

移管前及び移管後当分の間(最長で移管日の前日に在園していた児童が卒園するまでの間)、当該保育所の保護者、移管先法人及び横浜市からなる三者協議会を設置して、保育内容等について話し合いを行っています。

移管前は、主な議題である「移管後の保育」に加え、園名・行事・費用負担が発生する時間延長サービス・主食提供の金額及び費用徴収方法などを協議・決定しています。

移管後は、移管条件にかかる事項の変更についての協議や、日常の保育についての情報交換が行われています。

(8) 引継ぎ・共同保育

移管後の環境の変化により児童に負担を与えないよう、保育内容の継承及び児童との信頼 関係づくりのため、1年間をかけて「引継ぎ・共同保育」を実施しています。

スケジュールとしては、施設長予定者・主任保育士予定者が4月より児童の様子を含めて行事や施設・設備・近隣の状況等、園の全体像を把握するための引継ぎを開始し(1年間)、1月からは児童・保護者との信頼関係づくりを目的に次年度担任する予定のクラスに法人保育士が入り、共同保育(3か月間)を実施しています。

(表3)「引継ぎ・共同保育」の流れ(平成24~26年度移管園)

時 期	4~11月	12月	1月	2月	3月
日 数	週1日	週2日		週5日	
時間帯	開所時間内の6時間		開所時間内	707.5時間	
参加職員	施設長予定者主任保育士予定	施設長予定者、主任保育士予定者 保育士各クラス1名 ※但し異年齢保育の場合は年齢ごととする (調理員は、2月から週2日1名)			
ねらい	■子どもと親しくなる ■一日の保育の流れ、年間行 ■地域、関係機関を把握する	係をつくる)個性や特徴を持 ・保護者との信頼		
方法	■クラスを固定しないで、いろい子どもたちの様子や、施設・設	■次年度担任する予定のクラスに入る ■次年度担任予定者を保護者に紹介する			
	■市立園職員・法人職員による	る「共同保育会認	義」を行う(週1回])	

「引継ぎ・共同保育」の内容

これまで、法人保育士の個人面談への同席、法人保育士の研修メニューの拡大などの見直し・改善を進めてきました。また、移管先法人が市外の法人の場合もあることから、年間を通して横浜市の研修プログラムを受講できるようにしています。

(9) アフターフォロー

移行後も円滑な園運営を進め、運営主体が変わることによる児童への影響に配慮して、移管後の一定期間に下記のとおりアフターフォローを実施しています。また、保育の状況等を業務報告書等で把握し、必要に応じて対応しています。

ア 市立保育園長の訪問

移管前の市立保育所の園長が園を訪問し、保育内容や行事、園運営に関する事項等、様々なアドバイスを移管先法人に行うことを目的に実施しています。

イ 市立保育士(正規保育士)の訪問

移管前の市立保育所の保育士が園を訪問し、移管先法人の保育士に対して、保育内容や 行事、園運営に関する事項等、様々なアドバイスを行うことを目的に実施しています。 これについては、保護者からの要望を受け、平成 19 年度から実施しています。

ウ 嘱託職員(本市園長等経験職員)の訪問

本市において、園長等を経験した職員(保育士)が園を訪問し、保育内容や行事、園運営に関する事項等、様々なアドバイスを移管先法人に行うことを目的に実施しています。

(表4) アフターフォロー

		ア 市立保育園長	イ 市立保育士(正規保育士)	ウ 嘱託職員 (本市園長等経験職員)
期	間	移管後1年間	移管後	半年間
頻	度	月1回程度	一人2回程度	月2回程度
巡[回時間		半日程度	
主	な対象	園長	保育士	園長及び保育士
	児童	保育	室を回って児童の様子を観察す	-る。
νπ.	保護者	必要に応じて対応する。	_	_
2	園	・法人園長から児童・保護者の状況を聞き、助言する。 ・法人園長からの相談に応じる。	・法人保育士から児童・保護者の状況を聞き、助言する。 ・法人保育士からの相談に応じる。	・法人園長、法人保育士からの相談に応じる。 ・児童の保育を専門的な立場から助言する。

5 横浜市立保育園廃止処分取消請求事件訴訟について

この訴訟は、平成16年度に移管した4園の一部の保護者から、園を廃止する処分の取消と損害賠償を求めて提起されたものです。

一審の横浜地裁判決(平成 18 年5月 22 日)では、民営化を平成 16 年 4 月 1 日に実施するとしたことは違法と認定され、損害賠償(一世帯 10 万円)を命じられました。

一方、二審の東京高裁判決(平成 21 年 1 月 29 日)では、処分の取消を求める請求は不適法であり、却下を免れないとされ、損害賠償請求についても棄却されました。

その後、最高裁判所に上告受理の申立がなされ、平成21年11月26日に最高裁の判決が出されました。判決の概要は以下の通りです。

(1) 本件改正条例の処分性について

本件改正条例は、本件各保育所の廃止のみを内容とするものであって、他に行政庁の処分を待つことなく、その施行により各保育所廃止の効果を発生させ、限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る法的地位を奪う結果を生じさせるものである。

本件改正条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

(2) 取消請求について

本件改正条例の制定行為の取消しを求める部分を不適法として却下した原審の判断には、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらないとした点において、法令の解釈適用を誤った違法がある。

しかしながら、現時点においては、上告人らに係る保育の実施期間がすべて満了していることから、訴えの利益は失われたものというべき。

原審の判断は、結論において是認することができる。

※なお、国家賠償請求に関する部分は、申立てが受理されていません。

Ⅱ. 横浜市の保育所運営についての現況

1 保育ニーズの増大(市立保育所民間移管 実施基準(平成26年10月)より)

昨今、女性の社会進出の増加・就業構造の変化などにより、認可保育所への入所希望者が急増するとともに、地域における子育て支援のニーズも多様化し、保育時間の延長、一時保育、病児保育、夜間保育等の保育サービスの拡充が求められています。

本市では15年度から17年度までの3か年計画で集中して待機児童の解消に向けた取組を 進めました。これにより平成18年度には待機児童が大幅に減少しましたが、その後は再び増加に転じ、22年度の待機児童数は過去最多の1,552人となりました。

これらを受けて、22年4月に緊急保育対策担当(現保育対策課)を設置し、新規整備等の施策や入所を希望する方への丁寧な対応を進めたことにより、25年4月1日現在の横浜市の待機児童数は0人となりました。その後も、継続して待機児童解消施策を進めてきましたが、昨年を上回る保育所入所申込者数の増加や待機児童の大半を占める1歳児の転入者数がここ数年増加傾向にあることが要因となり、26年4月1日現在の待機児童数は20人となりました。

保育所の入所申込者の増加傾向は続いておりますので、保育所や認定こども園等の整備による定員増や既存保育施設の受入枠拡大、私立幼稚園預かり保育の拡充などの待機児童対策を引き続き多角的に進めるとともに、保育コンシェルジュなどによる保護者一人ひとりへの丁寧な対応を継続する等、今後もソフトとハード両面からの取組を継続する必要があります。

(グラフ1) 保育所定員・入所申込者数・待機児童数・認可保育所数の推移



2 保育所運営費の増加

認可保育所数の増加に伴い、保育所運営費は、この 10 年間で約 430 億円・114%増と大幅に予算を増額しています。

(グラフ2) 横浜市一般会計予算及び保育所運営費の推移



このように、認可保育所数・保育所運営費ともに年々増加傾向にあり、今後についてもこの傾向が続くと想定されます。

3 「市立保育所のあり方」に関する基本方針(平成26年9月市会報告)について

この基本方針は、保育の質の向上と子どもの将来を見据えた保育を各保育資源が連携して実施していくため、市立保育所が果たすべき役割や機能を示すことを目的として策定しました。

< 「市立保育所のあり方」に関する基本方針より抜粋>

(1) 市立保育所の今後の方向性

- ア ネットワーク事業の取組みが「保育の質の向上」と「子育て支援の充実」に資する 効果が出ていることから、平成27年度以降、ネットワーク事業を実施します。
- イ 子どもの将来を見据えた保育を各保育資源間で継続的に実施するため、行政機関として中立性と公益性を持った市立保育所が、民間保育所等との「つなぎ役」となり、 保育の質の更なる向上に取組みます。
- ウ 市立保育所が、長年蓄積した専門的な知識・経験・技術を生かし、障害児保育や特別な課題を抱える保護者や乳幼児を、セーフティネットとなって支援します。

(2) 市立保育所の果たすべき役割・機能

「21年7月の第9回都市経営戦略会議での決定」、「ネットワーク事業の検証結果」及び「子育てを取り巻く状況」を踏まえ、今後の市立保育所の果たすべき役割・機能を次のとおりとします。

乳幼児期の保育が、子どもの発達に長期的な影響を与える重要なものであるため、子どもの将来を見据えた良質な保育を実践し、子どもの最善の利益を目的とした保育を各保育資源で実践できるよう、市立保育所の役割と機能を果たします。

(3) ネットワーク事務局園の指定

市立保育所が、保育資源間の連携を推進するとともに、地域のセーフティネットの役割を果たすため、<u>各区3園程度、18区合計で54園の市立保育所を「ネットワーク事務局園」に指定</u>します。

〇保育資源間の連携を強化し、保育資源全体の保育の質の向上を推進するため、今後、

段階的にネットワーク事務局園として指定する園に、「ネットワーク専任保育士」の段階的な配置を検討します。

○「ネットワーク事務局園」以外の市立保育所 32 園については、民間移管等の対象と して検討します。

上記により、市立保育所 86 園のうち、54 園を「ネットワーク事務局園」に指定することから、それ以外の 32 園については、民間移管等の対象として検討することとなりました。 現在、27~29 年度に移管予定の計 6園(各年度 2 園ずつ)において、移管に向けた準備を進めています。30 年度以降は、残りの 26 園を民間移管等の対象として、今後の方向性を検討し、計画的に移管等を進めていく必要があります。(表5)

(表5) 移管等対象園(32園)及びネットワーク事務局園

	移管等対象園	27~29 年度移管予定園		三子定 園	ネットワーク
年度区名	27~	27	28	29	事務局園
鶴見					潮田、芦穂崎、馬場、鶴見
神奈川	菅 田				松 見、神大寺、西菅田
西	ı				南浅間
Ф	ı				錦、山 手、竹之丸
南	清水ケ丘、三春台				しろばら、永 田、井土ケ谷
港南	笹下(27)、港南台(29)、上大岡東、 野庭、上永谷西、笹下南	地 下		港南台	野庭第二、大久保、港南台第二
保土ケ谷	保土ケ谷(28)、向 台、川 島		保土ケ谷		神 戸、岩 井、天王町
旭	中尾(27)、若葉台(29)、 川井宿、白 根	中尾		若葉台	左近山、ひかりが丘、今 宿、柏
磯子	滝 頭、杉 田				東滝頭、洋光台第二
金沢	釜利谷、並木第二				金沢さくら、南六浦、並 木
港北	箕 輪(28)、菊 名		箕 輪		港、北、大曽根、南日吉、太 尾
緑	竹 山				十日市場、長津田、鴨 居
青葉	荏田西、荏田北				美しが丘、奈 良、すすき野、荏 田
都筑	茅ケ崎				大 熊、みどり、中川西、茅ケ崎南
戸塚	舞 岡、俣 野				川上、原宿、汲沢
栄	公 田、上 郷				飯島、桂台
泉	_				北上飯田、和泉
瀬谷	下瀬谷、細谷戸				瀬谷第二、中屋敷、二ツ橋
計	32	2	2	2	54

Ⅲ. これまでの移管実績及び移管後の運営状況等

横浜市立保育所民間移管事業は、平成 16 年度から 25 年度までは年 4 園ずつ、26 年度は年 2 園を移管し、計 38 園を移管しました。(表6)

(表6) 16~26 年度移管実績 ※園名は移管時点

年度区名	16	17	18	19	20	21	23	24	25	26	26 年度市立園数
鶴見			矢 向			駒 岡				生麦	4
神奈川											4
西											1
ф											3
南			六ツ川西			六ツ川					5
港南	丸山台			日野			下永谷		上永谷東		9
				□ ±j′					南日野		9
保土ケ谷		千丸台			新桜ケ丘			境 木			6
旭	鶴ケ峰			中希望が丘			善部		西川島		8
磯子						洋光台					4
金沢		谷 津		並木第三			西柴		北六浦		5
港北	岸根			日吉西			大倉山			高田	6
緑			霧が丘			青砥					4
青葉	柿の木台				もみの木台			千草台			6
都筑			勝田								5
戸塚		秋葉			南戸塚			名 瀬			5
栄											4
泉											2
瀬谷		瀬谷			阿久和			宮沢			5
					計						86

1 移管条件及びその実施状況

(1)保育所運営条件

民間移管にあたって、次の①~⑪の項目を条件としており、これまでの移管園では、移管条件を遵守した保育が行われています。

①定員構成の継承 ②受入年齢の継承 ③障害児保育の実施 ④休園日 ⑤費用負担 ⑥年間行事の継承 ⑦地域子育て支援事業の実施 ⑧施設の地域開放 ⑨苦情処理の仕 組みの整備 ⑩宗教的行事を行わないこと ⑪食育への取組

(2) 上乗せサービス(必須)

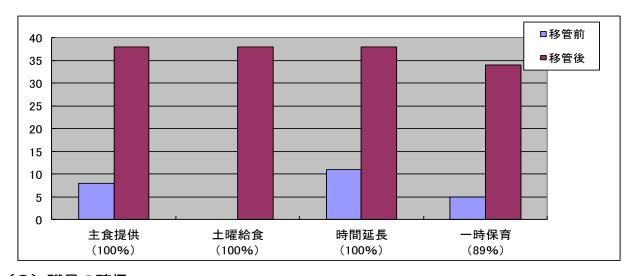
移管園においては、保育サービスの拡充という観点から、前頁(1)「保育所運営条件」 に加えて、次の①~④のサービスの実施を条件としています。

- ① 3 歳児以上の幼児に対する主食の提供 ②土曜日の給食の提供(平成 18 年度以降の条件)
- ③時間延長サービスの実施 ④一時保育の実施

これまでの移管園では、「一時保育」を除き(※)、全てのサービスを移管と同時に全園で実施しています。

※一時保育については、在園児以外の児童を受け入れることから、在園児保護者の合意を得た上で、移管後3年以内を目途に実施することとしており、平成26年6月現在、既移管園38園中34園で実施しています。

(グラフ3) 移管前後のサービス実施状況(26年6月現在)



(3) 職員の確保

保育の質を担保するため、以下のとおり経験者の確保を条件としており、移管時において全ての移管園で遵守されています。なお、移管条件の履行状況については、適用期間中 (移管日の前日に在園していた児童が卒園するまでの間)遵守されているかについて、毎年度確認をしています。

<施設長>下記のいずれかに該当すること

- ① 社会福祉事業経験 15 年以上 (うち認可保育所経験 3 年以上)
- ② 認可保育所での保育経験 12 年以上
- ③ 社会福祉事業経験 10 年以上(うち認可保育所施設長経験3年以上) ※下線部及び②は平成21 年度移管園から、③は平成20 年度移管園からの条件

<保育士>

- ① 保育経験 10 年以上又は法人園での経験が7年以上:2人以上
- ② 保育経験5年以上:3分の1以上(上記2人を除く数を母数とする。) ※下線部は平成21年度移管園からの条件

(4) 三者協議会

移管前及び移管後当分の間(最長で移管日の前日に在園していた児童が卒園するまでの間)、当該保育所の保護者、移管先法人及び横浜市からなる三者協議会を設置して、保育内容等について調整することを条件としています。

現在の開催頻度及び内容については、移管前は年5回程度開催し、主に移管後の保育内容について、移管後は年3回程度開催し、移管条件にかかる事項の変更についての協議や、日常の保育についての情報交換が行われています。

(5) 福祉サービス第三者評価の受審

「福祉サービス第三者評価」は、提供するサービスの質を、当事者(利用者や事業者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価を行い、評価結果を広く公表するものです。利用者の適切な事業者選択の促進と、事業者の自主的なサービスの質の向上を図るために導入されています。

平成 17 年度以降の民間移管では、「移管後、3年以内に第三者評価を受審する」ことを 条件としており、概ね3年以内に受審しています。

<	横浜市福祉サー	ビス	第三者割	は価の	内容>	>
_	19177 H H H H J H J		777 'H B	I IIIIII ∨ ∠	r 147/	

○利用者家族アンケートの実施

○利用者本人調査の実施

○事業者自己評価

○事業者調査(現地調査、面接)

(表7) 16~26 年度移管条件実施状況(26年4月現在)

移 管 年	保育所名	主食の 提供	土曜給食 の実施	延長保育	一時保育 (※1)	職員の 確保	三者協議 会の開催	第三者評価 の受審状況
	丸山台保育園	0	0	0	0	0	△ (※ 2)	0
16 年	鶴ケ峰保育園	0	0	0	0	0	△ (※ 2)	0
度	岸根保育園	0	0	0	0	0	0	0
	茶々かきのきだい保育園	0	0	0	0	0	△ (※ 2)	0
	千丸台保育園	\circ	0	0	0	0	0	0
17	あおぞら谷津保育園	\bigcirc	\bigcirc	0	0	\bigcirc	\circ	0
年度	秋葉保育園	0	0	0	0	0	0	0
及	鳩の森愛の詩 瀬谷保育園	\circ	0	0	0	0	0	0
	矢向保育園	\circ	0	0	0	0	0	0
18	六ツ川西保育園	0	0	0	0	0	0	0
度	バオバブ霧が丘保育園	0	0	0	0	0	0	0
	勝田保育園	0	0	0	0	0	0	0

	日野保育園	0	0	0	0	0	0	0
19 年	中希望が丘保育園	0	0	0	0	0	0	H27 年度 受審予定
度	並木第三保育園	0	0	0	0	\circ	0	0
	日吉西夢保育園	0	0	0	0	0	0	0
	新桜ケ丘保育園	0	0	0	0	0	0	0
20	もみの木台保育園	0	0	0	0	0	0	0
年度	南戸塚保育園	0	0	0	0	0	0	0
	阿久和保育園	0	0	0	0	0	0	0
	駒岡保育園	0	0	0	0	0	0	0
21	横浜六ツ川保育園	0	0	0	0	0	0	0
年度	洋光台保育園	0	0	0	未実施	0	0	0
	青砥どんぐり保育園	0	0	0	0	0	0	0
	下永谷保育園	0	0	0	0	0	0	0
23	善部保育園	0	0	0	0	0	0	0
年度	西柴保育園	0	0	0	0	0	0	0
	大倉山保育園	0	0	0	0	0	0	0
	境木保育園	0	0	0	0	0	0	0
24	ちぐさのもり保育園	0	0	0	0	\circ	0	H27 年度 受審予定
年度	名瀬いちい保育園	0	0	0	0	0	0	H26 年度 受審予定
	鳩の森愛の詩 宮沢保育園	0	0	0	未実施	0	0	H27 年度 受審予定
	上永谷保育園	0	0	0	未実施	0	0	H27 年度 受審予定
25 年	南日野保育園	0	0	0	0	0	0	H27 年度 受審予定
度	西川島保育園	0	0	0	0	0	0	H27 年度 受審予定
	北六浦いちい保育園	0	0	0	0	0	0	H27 年度 受審予定
26 Æ	生麦保育園	0	0	0	0	0	0	H28 年度 受審予定
年度	たかた保育園	0	0	0	未実施	0	0	H28 年度 受審予定

^{※1} 移管後3年以内を目途に保護者の合意を得て実施

^{※2} 保護者と法人による二者協議

2 その他園独自の改善

(1) 保育・行事等の企画

各園において、移管前の市立保育所の行事を基本的に継続しつつ、法人の特長を活かすような新たな行事等の取組を行っています。

例:お泊まり保育、バス遠足、公共交通機関を利用した園外保育、姉妹園との相互交流等

(2)食育の推進

移管前と比較して、園に栄養士が配置されていること等により、各園独自に食育の取組を 進めています。

例:産地にこだわった食材、お花見ランチ、バイキング、流しそうめん、保護者の給食試 食、地方の郷土料理を取り入れた給食等

(3) その他

民間ならではの柔軟性を活かして、利便性等の向上が図られています。

例:園HPの開設、新規調理設備の導入、駐車場の整備、アルバム製作等

3 移管後の施設整備

民間移管事業は、民間の力の活用による保育所の施設整備を通じ、保育環境の改善、増築等による待機児童の解消、地域における子育て支援の充実に向けた取組を推進していくことを目的の1つとしています。

現在までの既移管園 38 園のうち、13 園で定員増を含む増改築が行われており(準備中の施設も含む)、平成 27 年 4 月時点での定員増は合計 304 人の見込みです。

(表8) 増改築による施設整備を実施した既移管園一覧

保育園名	移管年度/整備年度	整備前・整備後・定員増数
茶々かきのきだい 保育園	16 年度移管/25 年度	152 人→180 人 28 人増
あおぞら谷津 保育園	17 年度移管/23 年度	63 人→ 90 人 27 人増
秋葉保育園	17 年度移管/24 年度	69 人→ 90 人 21 人増
鳩の森愛の詩瀬谷 保育園	17 年度移管/24 年度	66 人→100 人 34 人増
矢向保育園	18 年度移管/21 年度	67 人→ 90 人 23 人増
中希望が丘保育園	19 年度移管/22 年度	61 人→ 90 人 29 人増
日吉西夢保育園	19 年度移管/27 年度(予定)	120 人→124 人 4 人増
阿久和保育園	20 年度移管/24 年度	65 人→ 90 人 25 人増
南戸塚保育園	20 年度移管/25 年度	66 人→ 90 人 24 人増
もみの木台保育園	20 年度移管/27 年度(予定)	60 人→ 70 人 10 人増
青砥どんぐり保育園	21 年度移管/25 年度	66 人→100 人 34 人増
大倉山保育園	23 年度移管/26 年度	60 人→ 90 人 30 人増
ちぐさのもり保育園	24 年度移管/26 年度	60 人→ 75 人 15 人増
	•	13 園 304 人増

4 運営の効率化

移管園の規模に違いはありますが、これまでの民間移管において、入所児童数や保育所開所時間などを、同じ条件で民間移管した場合の縮減額を試算すると、平成 28 年度(42 園分)までの合計で、年間7億 9,000 万円(約 17%)の縮減が図られる見込みとなります。また、16 年度から 28 年度までの累計縮減額は、62 億 6,800 万円の見込みです。

また、民間移管に伴う市立保育所の職員数は、12か年合計で436人の減となります。

(表9)移管による縮減効果

	縮減額/縮減率 (推計値)	職員定数の増減
16 年度移管	1億2,400万円/20%	△63 人
17 年度移管	5,500万円/15%	△36 人
18 年度移管	9,800万円/17%	△57 人
19 年度移管	8,700万円/17%	△50 人
20 年度移管	5,500万円/16%	△30 人
21 年度移管	6,200万円/19%	△31 人
23 年度移管	5,500万円/17%	△31 人
24 年度移管	2,000万円/7%	△27 人
25 年度移管	7,300万円/21%	△34 人
26 年度移管	4,800万円/21%	△22 人
27 年度移管	7,800万円/25%	△31 人
28 年度移管	3,500万円/14%	△24 人
合 計	7億9,000万円/17%	△436 人

※縮減額は試算数値

Ⅳ. 検証の趣旨・方法

1 検証の趣旨

平成26年9月に、「市立保育所のあり方」に関する基本方針を策定し、現在86園ある市立保育所のうち、54園をネットワーク事務局園とすることを公表いたしました。

そのため、今回の移管事業の検証では、直近3年間の検証に加え、事業開始当初(16年度)からの振り返りを行うことで、事業を継続する上での課題等を抽出し、総括的に検証を行い、今後の中長期的な事業計画を策定します。

2 検証の内容

- 〇 直近3年間(24~26年度移管)の事業検証
- 事業開始当初(16年度)からの振り返り

3 検証方法

(1) 直近3年間(24~26年度)の事業検証

移管事業関係者へのアンケートの実施

- ア 保護者
- イ 移管先法人
- ウ 民間移管対象園に勤務していた市立園長及び主任保育士
- 工 法人選考委員

(2) 既移管園(38園)へのアンケートの実施

移管事業の進め方や今後の移管事業への応募の意向等を把握するために、既移管園 に対し、アンケートを実施しました。

(3)市内認可保育所運営法人へのアンケートの実施

民間移管事業に対する意向を把握するために、市内で認可保育所を運営している社会福祉法人及び公益法人にアンケートを実施しました。

(4)28 年度移管法人募集説明会参加法人及び市内法人へのアンケートの実施

今後の移管事業への応募の意向を把握するために、28 年度移管法人募集説明会参加法人及び市内法人へのアンケートを実施しました。

(5) その他

移管後の保育の状況を確認するために、法人選考委員による既移管園の実地調査、施設長へのヒアリングや、移管準備中に行った三者協議会やアンケート等、移管先法人や保護者からの意見を参考にしました。

Ⅴ. アンケート結果(概要)

1 直近3年間の移管事業関係者へのアンケート結果

(1) 保護者アンケート

移管後の保育内容や園運営に対する満足度について、平成 24~26 年度移管園の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

●アンケート調査概要(26年6月実施)

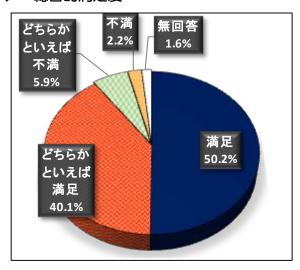
【配付対象】24~26年度移管園に在園している全児童の保護者

【配付世帯数】605 世帯 【回答世帯数】319 世帯(回収率 52.7%)

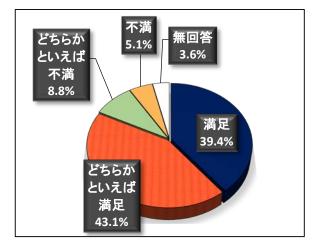
【回答者属性】移管前から在園の保護者 42.9%、移管後に入園の保護者 57.1%

●アンケート結果概要(グラフ中の数値は小数点第二位を四捨五入しています。)

ア総合的満足度



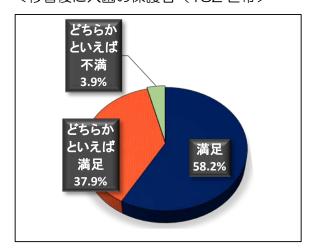
【移管前後による保護者の意見比較】 <移管前から在園の保護者(137世帯>



【主な意見】

- 民間ならではの柔軟な対応に感謝している
- 子どもが落ち着いているので満足
- より良い園にしようとする姿勢が感じられる
- 子どもが楽しくのびのび過ごしている
- ・ 先生方の対応に満足している
- 行事も普段の保育も先生の熱心さが伝わる
- きれいな園舎で過ごせることは嬉しい
- ・職員が少し若返った気がする
- セキュリティー面に少し不安がある
- 先生方の笑顔が増えればもっと良くなる
- 物事を決める前の事前の相談が少ない

<移管後に入園の保護者(182世帯>

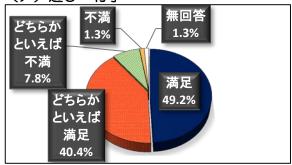


【分析】

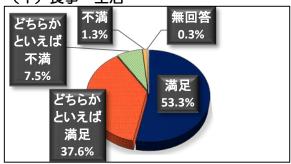
総合的な満足度については、前回検証時(87%)を上回る90.3%の方が「満足」・「どちらかといえば満足」と回答しています。移管前後による保護者意見のうち、「満足」・「どちらかといえば満足」の回答率を比較してみると、移管前から在園の方の82.5%の満足度に対し、移管後に入園の方は96.1%と非常に満足度が高いことが読み取れます。

イ 項目別満足度 <319世帯>

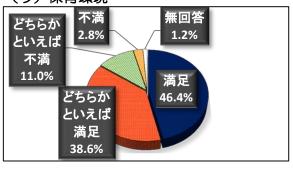
(ア) 遊び・行事



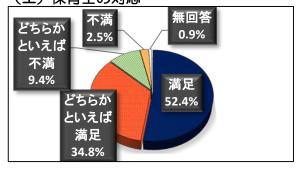
(イ) 食事・生活



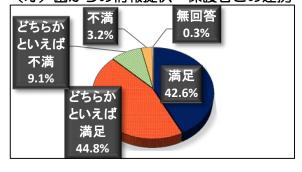
(ウ) 保育環境



(エ) 保育士の対応



(オ) 園からの情報提供・保護者との連携



【主な意見】

- 新しい遊びやおもちゃが増えた
- 戸外遊びも多く子どもも楽しんでいる
- ・バスや電車に乗っていく遠足がよかった
- お泊り会がよかった
- 子どもが保育園に行くのを楽しみにしている
- ・ 親子だけでは経験できない遊びをしている
- ・戸外遊びや散歩が減った気がする
- もう少し絵や工作などを増やしてほしい
- 体力づくりにもう少し力を入れてほしい

【主な意見】

- 子どもが喜びそうなメニューが増えた
- メニューに創意工夫がみられる
- 公立園時代の良いところを引き継いでいる
- ・手洗い、うがい等の習慣がついた
- ・食育など積極的に行っている
- ペーパータオルなど衛生面に配慮している
- ・バランスの良い食事で安心
- 持ち物ルールなどが市立時よりゆるい
- ・もう少し午睡時間を減らしてほしい

【主な意見】

- ・環境に気を配っているのが伝わってくる
- 安全対策をしっかりしている
- 子どもたちの作品展示が多いので和む
- 机やイスが使い勝手の良い物に変わった
- 子どもの目線で楽しめるよう工夫されている
- ・ 遊具はもっと自然なものを取り入れてほしい
- 施設・設備が古いので建替えを検討すべき
- ・建物が古いため清潔感がない
- トイレのにおいが気になる

【主な意見】

- ・笑顔で対応してくれてとても感じが良い
- 先生が一人ひとりと温かく接している
- 保護者のことも気にかけてくれる
- ベテランの先生が多くて心強い
- その日のことを細かく伝えてくれる
- お迎え時に担任の先生と話せないことが多い
- ケガ等の報告が不十分なことがある

【主な意見】

- 日々の様子をボードの掲示等で教えてくれる
- ・懇談会の内容がとてもよかった
- 園だよりは良く工夫されている
- 細かいところまで配慮してくれている
- ・懇談会の日程を工夫してほしい
- HPを積極的に活用してほしい
- もう少し早くクラスだより等で予定を知りたい。

【分析】

各項目ともに、85%以上の方が「満足」・「どちらかといえば満足」と回答しています。

「遊び・行事」「食事・生活」の項目については 90%程度、「保育士の対応」「園からの情報提供・保護者との連携」の項目については87%以上の方が「満足」・「どちらかといえば満足」と回答しており、法人による日々の取組に対しての満足度が高いことがわかります。

一方、「保育の環境」については、85%以上の方が「満足」・「どちらかといえば満足」と回答しているものの、「建物が古いため清潔感がない」や「トイレのにおいが気になる」など、元々の市立保育所時代からの施設・設備が原因と考えられる不満の意見も見られました。

ウ 拡充したサービス

移管後に実施したサービス(主食提供、土曜日の給食提供及び保育時間の延長、時間延長サービス、一時保育)については、各園ともに「保護者負担が軽減された」「保育園が利用しやすくなった」などの意見があり、それぞれのサービスについて保護者から高い評価を得ています。

それ以外にも、民間による運営となったことで、各園独自の新たなサービスが提供され、「臨機応変な対応が可能となった」との意見がありました。

(ア) 主食提供

【主な意見】

- あたたかい主食を食べることができるのは、親にとっても子どもにとっても良い
- 夏は家から持参すると衛生上不安があったが、今は安心できる
- 毎日持参するのが大変だったので、大変助かる
- ・主食の種類が増え、子どもが喜んでいる
- 金額がもう少し安いともっとよかった

(イ) 土曜日の給食提供及び保育時間の延長

【主な意見】

- 時間が不定期で土曜出勤も多いので、とてもありがたい
- 土曜日の給食の提供及び保育時間の延長(無料)は大変ありがたい。
- ・土曜日も仕事のため、今までは職場の託児にお願いしていたので、大変助かる

(ウ) 時間延長サービス

【主な意見】

- 時間の延長や補食・夕食には満足している。働き方を選べるようになった
- まだ利用してないが、これからは残業などにも対応できそうでよかった
- 利用していないが、いざという時にお願いできるので、精神的負担が軽減された
- 先生たちの負担が大きくなりすぎて、他に影響が出ないか心配

(工) 一時保育

【主な意見】

- 一時保育が始まりとても助かっている
- 育児に疲れている親のリフレッシュになり、子どものとってもいい経験になる
- 一時保育が通常保育の中にどのように組み込まれているのか気になる
- ・パートの場合、割高なため利用しづらい

(オ) 移管前と比べて良くなったと思う点

【主な意見】

- 日常風景を撮影した写真を提供してくれる
- ・保護者の負担軽減
- 担任の先生が夕方のお迎え時間までいるので、直接昼間の様子を聞くことができる
- ・給食が充実して子どもも満足している
- 先生に意見を伝えやすくなった
- 若い先生が増え、楽しく遊ぶことができていると思う
- ・市立時に比べ、対応が柔軟になった

(カ)移管前と比べて気になる点

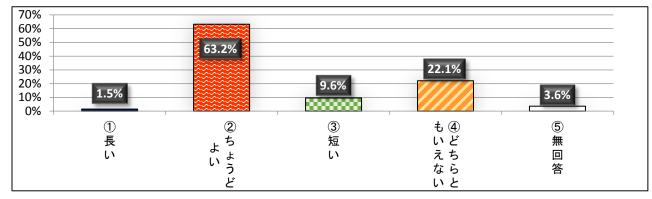
【主な意見】

- ローテーション勤務のため、日ごとに先生が替わるので、子どもの様子を聞けない
- 朝・夕の送迎時の先生が少ない気がする
- 挨拶ができない先生がいて、元気ないのかと心配になる
- 先生同士の連携が取れていないと感じる時がある
- ・若い先生が多くなったように思う
- 新しい先生が来たり、ローテーション勤務により、なかなか先生の顔と名前が一致しない
- 園長先生との関わりが少なくなった気がする

エ 移管の進め方に関する保護者の評価 <回答数136世帯>

移管の進め方に関して、移管前から在園している保護者を対象として、意見をお聞きしました。

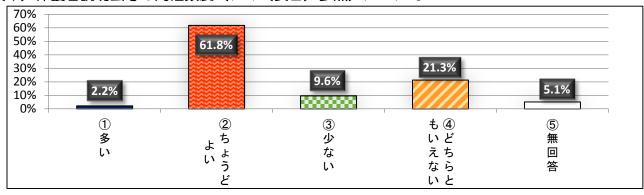
(ア) 移管園公表から移管までの期間(2年6か月)について



移管園公表から移管までの期間についてのアンケート回答率を見ると、「ちょうどよい」と回答した方が全体の63.2%と最も高くなっており、「これ以上の期間だと長すぎる」「必要最低限の期間だと思う」といった意見がありました。

一方、「短い」と回答した方からは、「公表時に在園した園児が全員卒園するまでの間は移管 しないでほしい」「もっと準備に期間が必要」といった意見もありました。

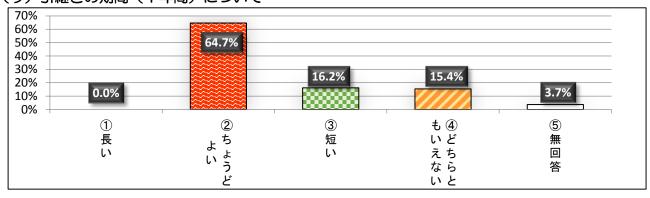
(イ) 保護者説明会等の開催頻度 (P4 (表2) 参照) について



保護者説明会等の開催頻度についてのアンケート回答率を見ると、「ちょうどよい」と回答した方が全体の61.8%と最も高くなっており、「特に問題がなかった」といった意見がありました。

一方、「多い」または「少ない」と回答した方からは、「働きながら参加するのは大変だった」「出席できない時間帯が多い」といった意見もありました。

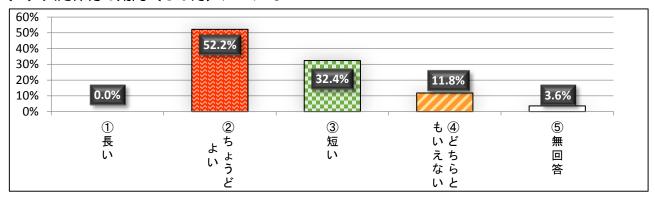
(ウ) 引継ぎの期間(1年間)について



引継ぎの期間についてのアンケート回答率を見ると、「ちょうどよい」と回答した方が全体の64.7%と最も高くなっており、「親子の不安が解消されるには1年は必要」といった意見がありました。

一方、「短い」と回答した方からは、「1年間で市立の保育を引き継ぐのは難しいのではないか」といった意見もありました。

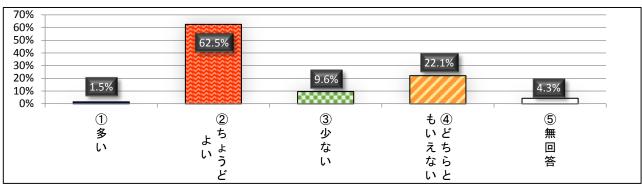
(エ) 共同保育の期間(3か月)について



共同保育の期間についてのアンケート回答率を見ると、「ちょうどよい」と回答した方が全体の52.2%と最も高くなっており、「短いと思っていたが、特に問題なかった」「長すぎても逆によくないと思う」といった意見がありました。

一方、「短い」と回答した方からは、「3か月の期間では学びきれていないと思う」「子どもは慣れていたので問題ないが、運営方法等の引継ぎについては短い」といった意見もありました。

(オ) 三者協議会の回数(移管前年5回程度、移管後年3回程度)について



三者協議会の回数についてのアンケート回答率を見ると、「ちょうどよい」と回答した方が全体の62.5%と最も高くなっており、「これ以上増えるなら土日に開催しないときびしい」「テーマに沿って前向きな話し合いができた」といった意見がありました。

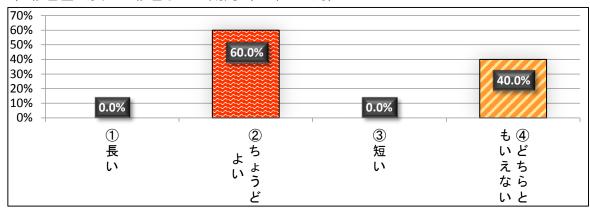
一方、「多い」または「少ない」と回答した方からは、「働きながら参加するのは大変」「移管後(3回)はもっと回数を増やしてほしい」といった意見もありました。

(2) 移管先法人アンケート

●アンケート調査概要(平成26年6月実施) 【配付対象】24~26年度移管園の移管先法人 【配付数】10法人 【回収数】10法人(回収率100%)

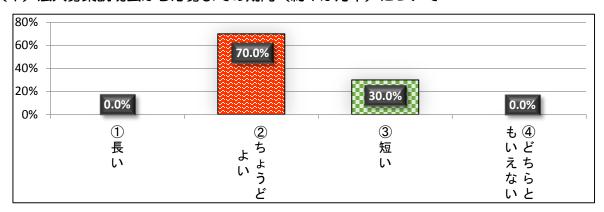
ア 移管事業の進め方について

(ア) 移管園公表から移管までの期間(2年6か月)について



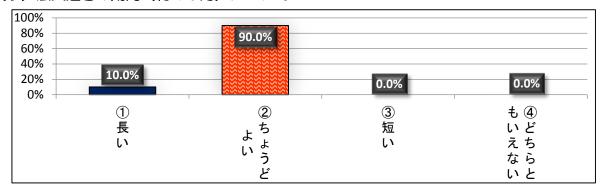
移管園公表から移管までの期間については、移管先法人10法人のうち6法人が「ちょうどよい」と回答しており、「入園されている保護者の視点に立つと適当である」「移管の準備、職員の養成、人材確保には必要な期間」など、様々な視点から見て概ね好意的な意見がありました。

(イ) 法人募集説明会から応募までの期間(約1か月半)について



法人募集説明会から応募までの期間については、移管先法人10法人のうち7法人が「ちょうどよい」と回答しており、「適当な期間である」といった意見がありました。 一方、「短い」と回答した法人からは、「資料作成までに時間が短く、準備が大変だった」「様々な意思決定をするためには、もう少し期間があった方がよい」といった意見も見られました。

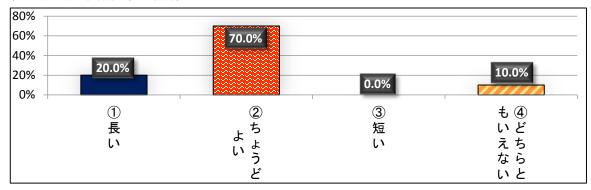
(ウ) 法人選考の期間(約4か月)について



法人選考の期間については、移管先法人10法人のうち9法人が「ちょうどよい」と回答しており、「適当な期間である」「最低限このくらいの期間は必要だと思う。一定期間をかけての選考を望む」といった意見がありました。

一方、「応募から約4か月の期間は長いと思う」といった意見も見られました。

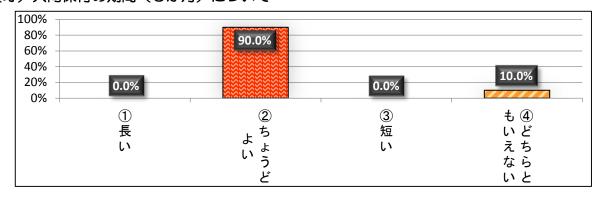
(エ) 引継ぎの期間(1年間)について



引継ぎの期間については、移管先法人10法人のうち7法人が「ちょうどよい」と回答しており、「子どもの1年間の姿や1年間の保育内容を見ること、また、保護者や子どもが不安にならないためには必要な期間だと思う」といった意見がありました。 一方、「長い」と回答した法人からは、「年間の流れを把握するには必要な期間だと思

一方、「長い」と回答した法人からは、「年間の流れを把握するには必要な期間だと思うが、法人としての様々な負担を考えると半年で十分と考える」といった意見も見られました。

(オ) 共同保育の期間(3か月)について

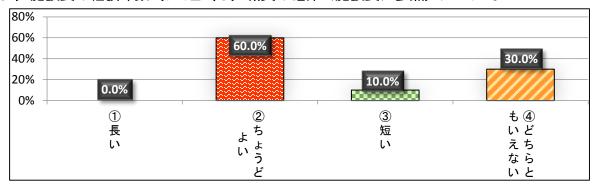


共同保育の期間については、移管先法人10法人のうち9法人が「ちょうどよい」と回答しており、「子どもや保護者との関係性を築くには十分な期間だった」「現場の負担等を考えるとこれ以上の期間は必要ないと思う」「スムーズに移行ができた」といった好意的な意見が多く見られました。

しかし、一方では、「共同保育を行いながら、環境の整っていない状態で新年度の準備をするのは大変だった」といった意見も見られました。

イ 職員について

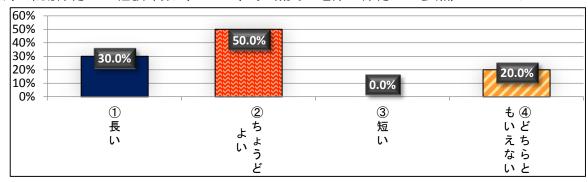
(ア) 施設長の経験年数 (P12(3) 職員の確保<施設長>参照) について



施設長の経験年数については、移管先法人10法人のうち6法人が「ちょうどよい」と回答しており、「適当である」といった意見がありました。

一方、「短い」または「どちらともいえない」と回答した法人からは「移管後の多様な 対応を考えた時に少し不安がある」「適材適所と考えた時に、人材確保の面では厳しい側 面もあり、どちらともいえない」といった意見も見られました。

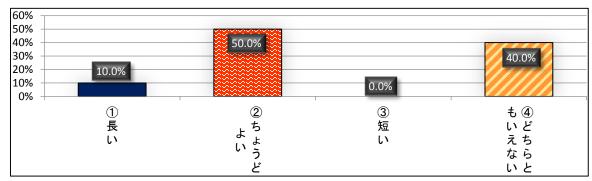
(イ) 常勤保育士の経験年数 (P12(3) 職員の確保く保育士>参照) について



常勤保育士の経験年数については、移管先法人10法人のうち5法人が「ちょうどよい」と回答しており、「市立の保育を継承し、向上させていくためには最低ラインだと思う」といった意見がありました。

一方、「長い」と回答した法人からは「保育士確保が難しい中、厳しい条件である」 「人材確保や良質な保育を担保するという意味合いでは、必ずしも経験年数が長いことが 優位であるとは言えない。保育士個々の資質と意欲が重要である」といった意見も見られ ました。

(ウ) 勤務の継続(施設長、主任保育士は原則3年以上) について



勤務の継続については、移管先法人10法人のうち5法人が「ちょうどよい」と回答しており、「保育の安定的基盤をつくるには必要である」といった意見がありました。

一方、「どちらともいえない」と回答した法人からは「本人の体調や状況等に変化もあり、継続困難となる場合もあると思う」といった意見も見られました。

(エ) 引継ぎ・共同保育の参加職員数及び頻度(P6(表3)参照)について

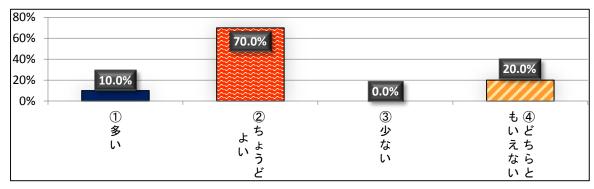


引継ぎ・共同保育の参加職員及び頻度については、移管先法人10法人のうち6法人が「適当である」と回答しており、「園全体、クラス、給食室とそれぞれの要となる職員が参加できたのでよかった。頻度についても普段の保育と行事を把握するのに十分な回数だった」「1クラスに入る大人の数としては、1名が適当と考える」といった意見がありました。

一方、「どちらともいえない」と回答した法人からは「大人(保育士)が多すぎて大変な感じを受けた」「移管する保育園の状況によって異なると思う」といった意見も見られました。

ウ 三者協議会について

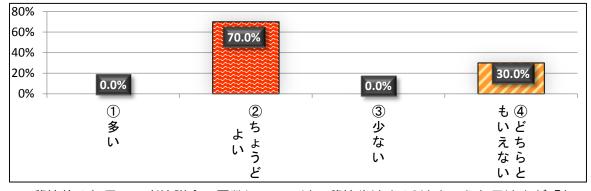
(ア)移管前1年間の三者協議会の回数(5回)について



移管前の三者協議会の回数については、移管先法人10法人のうち7法人が「ちょうどよい」と回答しており、「協議すべき事項は無理なく進められた」「保護者の気持ちを知ることができ、また法人の考えなどを伝えることができたので、スムーズに移管できた」といった意見がありました。

一方、「多い」と回答した法人からは「横浜市も法人も三者協議会の運営に費やすエネルギーが大きすぎると思う」といった意見も見られました。

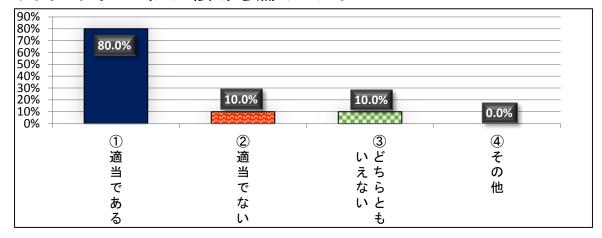
(イ)移管後1年目の三者協議会の回数(3回)について



移管後1年目の三者協議会の回数については、移管先法人10法人のうち7法人が「ちょうどよい」と回答しており、「特に議論がなくても、子どもの様子を伝えあうなど、3回程度はあるとよい」といった意見がありました。

一方、「園と保護者の二者協議会を一度開いたが、保護者の要望によっては、時期や回数の変更も必要と感じた」といった意見も見られました。

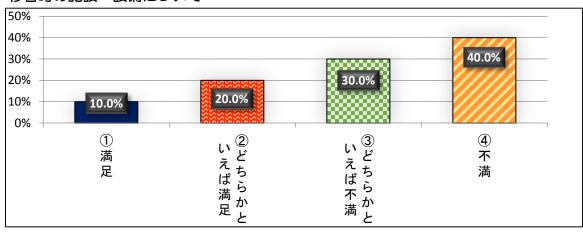
エ アフターフォロー (P7 (表4) 参照) について



アフターフォローについては、移管先法人10法人のうち8法人が「適当である」と回答しており、「的確な経験に基づく判断、アドバイス、アフターフォローについては大変ありがたく、適当である」「いつでも相談できるという安心感がある」といった意見がありました。

一方、「適当でない」「どちらともいえない」と回答した法人からは「かなりの頻度で訪問があるため、受入側は正直大変だった」「事務局からのアドバイスは参考になったが、それ以外は必要ないと思う」といった意見も見られました。

オ 移管時の施設・設備について



移管時の施設・設備については、移管先法人10法人のうち7法人が「不満」「どちらかといえば不満」と回答しており、「移管後に修理を要する箇所が多々あった」「移管前に改修している部分もあるが、劣化による故障や不具合が発生して、日々対応している」「安価での譲渡とはいえ、老朽化が深刻である。せめて移管後10年程度はそのまま使用できるような状態で引き渡すべき」といった意見がありました。

また、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した法人からも「丁寧に使われているが、水回りや電気などの設備や電化製品の老朽化には不満」「移管前にできる修繕については、施工してほしい」といった不満の意見が見られました。

それらの意見も含めると、移管時の施設・設備については、結果的に10法人全てから何らかの対応を求める意見がありました。

カ 移管後に取り入れた新たな取組について

- ・バス遠足・公共交通機関を利用した園外活動・防犯カメラ設置
- バイキングでの給食、おやつ星空パーティーお泊り保育
- 保育者によるシーツ交換クッキング、ランチ試食会映画会
- ・ 陶芸教室(年長のみ) ・ 日常保育の写真販売

など

(3) 市立園長及び主任保育士アンケート

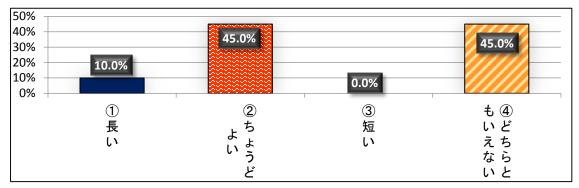
●アンケート調査概要(平成26年7月実施)

【配付対象】24~26年度移管園の市立職員

【配付部数】20部

【回収部数】20部(回収率100%)

ア 移管園公表から移管までの期間(2年6か月)について



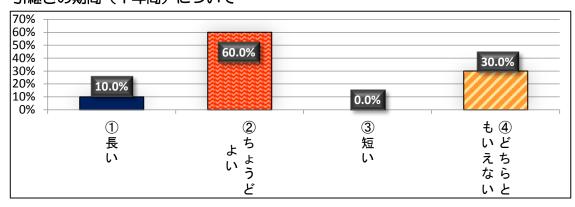
移管園公表から移管までの期間については、「ちょうどよい」「どちらともいえない」ともに45%の回答がありました。

「ちょうどよい」と回答した職員からは「職員にとっては長いと思うが、保護者の気持ちを考えるとちょうどよい」「公表した年度に在園していた子が卒園した後に移管するのが、一番スムーズに移管できると思う」「保護者、勤務している職員の心の準備、また、移管先法人の立場を考えても適当な期間だと思う」といった意見がありました。

また、「どちらともいえない」と回答した職員からは「少し長い気はするが、移管園公表から 移管先法人の選定までを丁寧に行うことを考えると仕方のないことだと思う」「職員は様々な準 備等があり、ちょうどいい期間だったが、保護者には長かったように思う」といった意見があり ました。

一方、「長い」と回答した職員から「2年位がよい」「公表から移管先法人が決まるまでが長い」といった意見がありました。

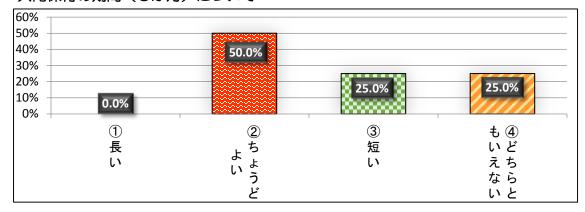
イ 引継ぎの期間(1年間)について



引継ぎの期間については、60%の職員が「ちょうどよい」と回答しており、「一年間の保育・行事・事務等の引継ぎ、また、法人が子どもたちや保護者と少しずつ信頼関係を築くのにちょうどよい期間だったと思う」「期間としてはちょうどよいが、週1回程度の引継期間を週2回程度に増やすことができたら、もっとよいと思う」といった意見がありました。

一方、「長い」「どちらともいえない」と回答した職員からは「1年間は長いと思う。短期集中の方が、引き継いだことが身に付くと思う」「一つひとつ丁寧に伝えたつもりだが、法人に受け止める余裕がなかった」「移管先法人の保育理念や保育姿勢にもよる」といった意見がありました。

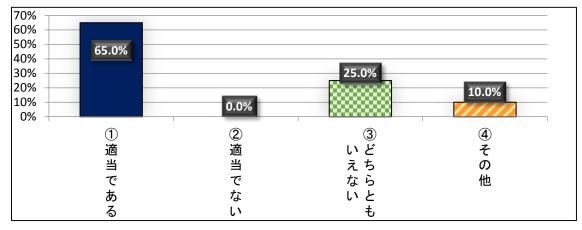
ウ 共同保育の期間(3か月)について



共同保育の期間については、50%の職員が「ちょうどよい」と回答しており、「狭いクラス内に大人の数が多くなるため、あまり長い期間だと子どもにとって負担になる。職員にとってはちょうどいい期間であった」「これ以上長くても短くても支障が出ると思う」「共同保育は色んな意味でストレスが生じるので、市立・法人双方の職員の精神状態を考えると妥当な期間」といった意見がありました。

一方、「短い」「どちらともいえない」と回答した職員からは「年度末の忙しい時期と重なるため、落ち着いて引継ぎができない。もう1,2か月でも長くなるとよい」「乳児には少し短い気がする」「もう少し短くても子どもとの関係性は築けると思うが、保護者のことを考えると必要な期間である」といった意見がありました。

エ 引継ぎ・共同保育の参加職員数及び頻度(P6(表3)参照)について



引継ぎ・共同保育の参加職員数及び頻度については、65%の職員が「適当である」と回答しており、「ちょうどいい。これ以上増えるとスペース的な問題が生じる」「各クラス1名が適当。子どもたちに負担をかけないようにと考えると、環境はあまり変えない方が良いと思う」といった意見がありました。

一方、「共同保育期間はちょうどよいが、4月から12月の引継期間においても行事等は園長・主任の予定者に加え、担任予定者も参加した方がよい」「人数としては揃っているが、実際には共同保育ができていたとは言い難い」といった意見がありました。

(4) 法人選考委員アンケート

●アンケート調査概要(平成26年6月実施)

【配付対象】24~26年度移管園の法人選考を行った選考委員

【配付数】9名

【回 収 数】9名(回収率100%)

23 年9月に実施した前回の検証結果により、優良な法人を継続的に確保するため、年2園移管として事業を進めることとしました。このことにより、選考内容を更に充実させたため、その改善内容及び法人選考委員会全般について、アンケートを実施しました。

ア 前回の検証結果により改善した内容

(ア) 面接について ※新たに個別面接を実施(従来は集団面接のみ)

- ・個別面接により、それぞれの人柄と力量がより明確になり、選考に活かすことができた
- 個別面接を取り入れたことは、大変よい試みだった。特に施設長予定者の実務能力、人柄、保育への思いなどが端的に伝わってくる
- 集団面接では、法人の職員集団の関係性がわかり、また、個別面接を行うことで、その人自身の 言葉を聞くことができ、保育観がわかる

(イ)保護者ヒアリングについて ※全委員が全移管予定園に訪問(従来は委員間で分担)

- ・全委員が各園を訪問することで、より具体的なイメージをもって選考にあたることができた (同内容5件)
- 直接意見を聞くことができる唯一の機会だが、参加者が少ないのが気になる(同内容3件)

イ 法人選考委員会全般

(ア) 法人選考スケジュール全般(選考期間(4~11月)・委員会の回数(5回)等)

- ・選考を丁寧に行うという点からは、現行の期間及び回数は必要と考える(同内容3件)
- ・期間が長く、回数が多いように感じる
- 1回1回の委員会の意味合いを全委員が共通認識で鮮明に意識した上で、委員会において議論することが重要だと思う
- もう少し期間にゆとりをもって、じっくりと選考を行うべき

(イ) 保護者アンケートについて

- 保護者の意見を聞き取る大切な手段なので、このまま継続してほしい(同内容3件)
- 移管予定園の保護者の様々な意見が具体的に分かり、選考を進める上での拠りどころとなる。
- ・具体的なことを一つひとつ丁寧に質問しているので、法人にとっても運営する際の助けになる

(ウ) 法人選考方法・法人選考基準について

- 毎年見直しながら修正を積み重ねてきており、現状でよいと思う(同内容2件)
- ・非常に複雑で全体像が見えにくく、理解するのに時間を要した
- ・選考方法・選考基準ともに簡略化できるところはないか、同時によりよい法人からの応募意欲を 促す新たな手立てはないか、他の自治体の手法を参考に検討してみてはどうか

(工) 1次選考(書類審査)について

- ・現状でよいと思う(同内容1件)
- 応募法人にしっかりとした概要を作成してもらい、詳細との使い分けがしやすい書類になれば、 膨大な書類の審査における負担が減ると思う

(オ) 2次選考について

- ① 実地調査について
- 現地において撮影した写真を、委員会の中で全委員が共有した上で議論する現在の方法はとても よい取組だと思う
- 書類審査ではわからない保育の考え方や子どもへの接し方を直接見るということが、選考においてとても重要である
- その法人が一番長く運営している園の調査をすることに意味がある
- ・施設長または主任の予定者のいずれかは実地調査の場に立会い、保育時の様子を見れるようにすることが望ましい

② 総合審査について

- 現状でよいと思う(同内容2件)
- 面接当日または、面接からあまり日数を経ずに行えるとよい

(カ)より優良な法人を選考していくための意見・提案

- 選定外となった法人の再応募への意欲を高められるような取組を検討する必要がある
- •「優良」の基準(保護者との円滑な関係性、経営の安定、待機児童対策に貢献など)を可視化し、 何をもって「優良」とするのか、共通認識をもつことが重要である
- 横浜の地域性や移管園の特性等を具体的に告知する等、応募法人数を増加させる工夫が必要

(キ) 民間移管事業全般について

- ・移管条件は現状でよい(同内容5件)
- ・応募対象法人は現在の社会福祉法人及び公益(財団・社団)法人のみという基本方針は買いてほ しい(同内容4件)
- 今後もこの選考基準を守り、横浜の保育がより良いものになるよう期待している(同内容1件)
- 行政として、誠実に「保育の質」について、考えるべきである
- ・共同保育期間は3か月を限度にした方が良い。保育は文化であり、長期間にわたり公民が共同で保育を行うことは、それぞれの違いがむやみに目につき、トラブルに発展する恐れもある。子どもたちは大人が考える以上に柔軟である

前回の検証結果を踏まえ、年2園移管としたことにより、選考内容の充実(個別面接の実施、全委員による全移管予定園の保護者ヒアリングを実施)を図りました。

上記の充実を図ったことについては、より良い選考に繋げることができた等、概ね好評な意見がありました。

法人選考全般(スケジュール、選考方法・選考基準、1次選考、2次選考など)については、概ね適切であるという意見がある一方、選考方法・選考基準の簡略化等、事業の見直しをする時期に来ているのではないかとの意見もありました。

今後も、より優良な法人を選考していくためには、全委員が「優良」について共通認識を持つことや選定外法人の応募意欲を向上させるための取組等が必要との意見がありました。

2 既移管園(38園)へのアンケート結果

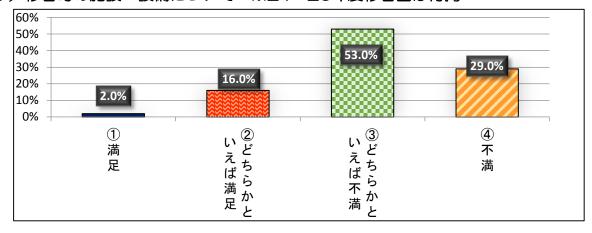
●アンケート調査概要(平成26年11~12月実施)

【配付対象】平成16~26年度移管園

【配付部数】38園

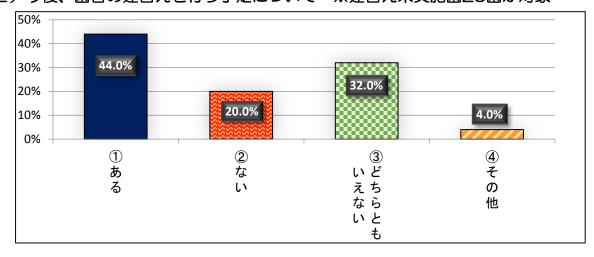
【回収部数】38園(回収率100%)

(1) 移管時の施設・設備について ※24~26年度移管園は再掲



移管時の施設・設備については、38園のうち82%が「不満」「どちらかといえば不満」と回答しており、「老朽化が著しく、移管後の維持管理費用の負担が過大になっている」「移管当初から修繕に追われ(費用・労力など)、保育に支障をきたした」「安価な譲渡とはいえ、老朽化が深刻である」など、多くの既移管園から、施設・設備について課題を感じている内容の意見がありました。

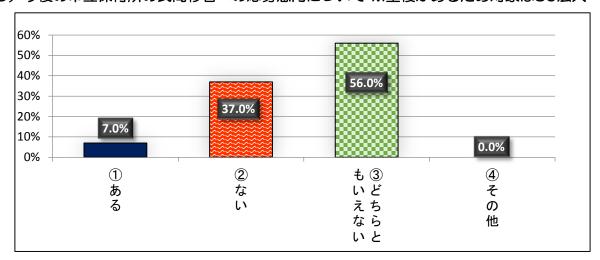
(2) 今後、園舎の建替えを行う予定について ※建替え未実施園25園が対象



園舎の建替えについては、建替え未実施園25園のうち、11園が「予定あり」と回答しており、「老朽化が進んでいるため、建替えを考える時期にきた」「待機児童対策の面からも建替えにより増員を図りたい」などの意見がありました。

一方、「予定なし」と回答した法人からは、「今後は補修等を行いながら運営する」といった意見がありました。

(3) 今後の市立保育所の民間移管への応募意向について ※重複があるため対象は30法人



横浜市立保育所の民間移管への応募意向については、30法人中2法人が「応募意向あり」と回答しており、「施設長等適任の人材の確保が見込まれるため」といった意見がありました。

一方、「応募意向なし」「どちらともいえない」と回答した法人からは、「保育士の確保が困難」「現園の運営に集中したい」「移管後の運営を行う中で、定員に満たないこともあり、運営上困難と感じている」といった意見がありました。

(4) 移管後に取り入れた新たな行事やサービス等について ※24~26年度移管園は再掲

- ・父親懇談会・家庭訪問・もちつき大会・お花見ランチ
- ・プラネタリウム鑑賞 ・食農体験 ・バス遠足 ・防犯カメラ設置
- ・公共交通機関を利用した園外活動 ・バイキングの給食、おやつ
- ・星空パーティー・お泊り保育・陶芸教室・日常保育の写真販売
- ・陶芸教室(年長児のみ) ・映画会 など

これまで記載した項目(1)~(4)以外にも、移管後の「運営状況」や「保護者との関係性」についてのアンケートでは、「良好である」と回答した法人から「保護者の皆さんが協力的であり、行事にも積極的に参加してくれる」「第三者評価等のアンケートにおける保護者満足度がとても高く、保護者と職員の交流も和やかである」などの意見がありました。

一方、「課題がある」と回答した法人からは、「保護者との関係は良好だが、大幅に定員に満たない状況が続いており、運営的に厳しい」「待機児童解消のため、保護者ニーズ等に応えたいが、保育士の確保に苦労する」といった意見がありました。

3 市内認可保育所運営法人へのアンケート結果

市内法人の民間移管事業に対する意向を把握するため、平成28年度移管法人募集のPRも兼ね、市内法人に対して民間移管事業についてアンケートを実施しました。

●アンケート調査概要(平成26年4~5月実施)

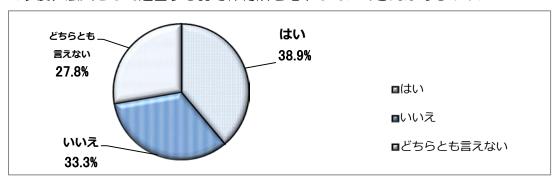
【配 付 対 象】市内で認可保育所を運営している社会福祉法人及び公益法人

【配付数】147法人

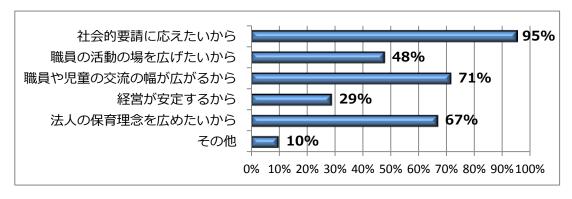
【回 収 数】54法人(回収率36.7%)

(1) 市内法人の「保育所運営」に関する意識

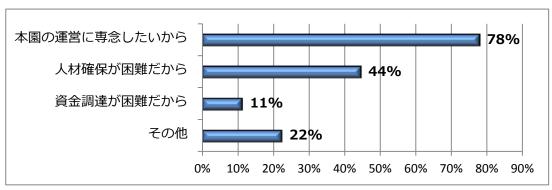
<今後、法人として運営する認可保育所を増やしていく考えはあるか?>



<認可保育所を増やしたいと考える理由(複数回答可)>



<認可保育所を増やす考えがない理由(複数回答可)>

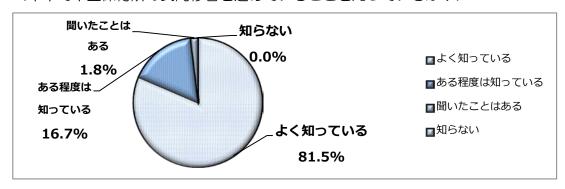


アンケートへの回答が得られた法人のおよそ4割は「今後、法人として運営する認可保育所を増やしていく考えがある」と回答しています。その中でも認可保育所を増やしたいと考える理由として「社会的な要請に応えたいから」との回答が95%を超えており、依然として待機児童がいる本市の現状を反映しています。

一方、認可保育所を増やす考えがない法人からの回答として「本園の運営に専念したいから」が78%、次いで「人材確保が困難だから」が44%となっており、後者については近年の保育士不足の影響が回答に表れていることがわかります。

(2) 市内法人の「民間移管」に関する意識

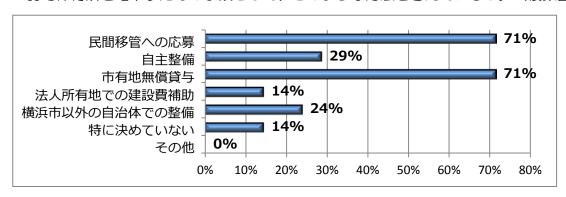
〈本市で市立保育所の民間移管を進めていることを知っているか?〉



本市が市立保育所の民間移管を進めていることについて、アンケートへの回答を得られた法人の約98%は「良く知っている」「ある程度は知っている」と回答しており、知らないと答えた法人はありませんでした。

この結果は、各年度で行う法人募集時等にDMやHPを活用して積極的に情報提供していることもあり、市内法人の移管事業に対する認知度が高いことがわかります。

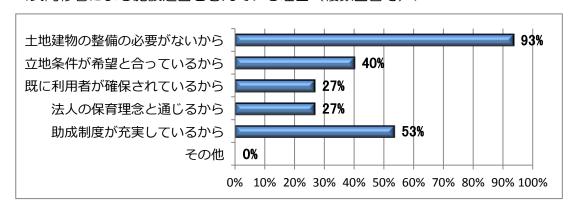
<認可保育所を増やすための手段として、どのような方法を考えているか。(複数回答可)>



運営する認可保育所を増やす考えがある法人の中で、「増やすための手段」として「民間移管への応募」と回答した法人が71%と比較的高い回答率となっています。しかし、実際に28年度移管に応募した市内法人はありませんでした。

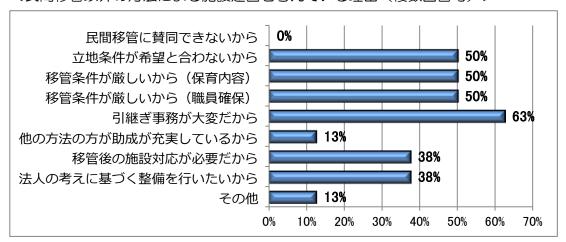
本市では、待機児童解消を目的とした様々な保育所整備事業を実施しており、その中で法人は最も考えに合った手法を選択する傾向にあります。中でも「市有地無償貸与」による保育所整備を考えている法人が「民間移管への応募」と同じ71%となっており、意欲が高いことがわかります。

< 民間移管による施設運営を考えている理由(複数回答可)>



民間移管による施設運営を考えている法人のうち「土地建物の整備の必要がないから」と回答した法人が93%と圧倒的に多く、保育所運営にあたり初期投資が安価に抑えられる点を、利点として考える法人が多いことがわかります。

< 民間移管以外の方法による施設運営を考えている理由(複数回答可)>



施設運営にあたり民間移管を考えない理由として「引継ぎ事務が大変だから」が63%、「移管 条件が厳しいから(保育内容・職員確保)」が50%となっており、ソフト面を課題として挙げる 法人の回答率が高くなっています。

一方では、ハード面の課題として「立地条件が希望と合わないから」が50%、「移管後の施設対応が必要だから」「法人の考えに基づく整備を行いたいから」がいずれも38%となっており、ソフト・ハード両面の課題があることにより、民間移管による施設運営が考えづらい要因となっていることがわかります。

4 28年度移管法人募集説明会参加法人及び市内法人へのアンケート結果

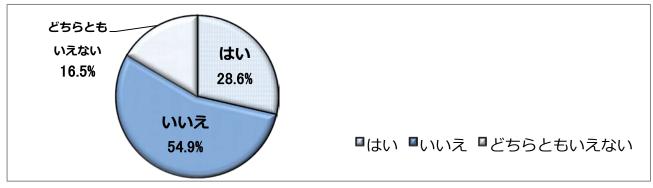
今後の民間移管事業への応募意向を把握するため、平成29年度移管園の公表にかかる周知も兼ね、 民間移管事業への応募検討状況について、法人募集説明会参加法人及び市内法人へのアンケートを 実施しました。

●アンケート調査概要(26年12月実施)

【配付数】178法人(募集説明会参加:30法人、市内:148法人)

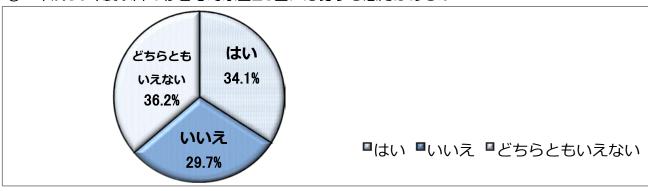
【回 収 数】91法人(回収率51%)

① 平成29年度移管事業に応募する意向はあるか



	応募意向 あり	応募意向 なし	どちらとも いえない	計
法人募集説明会参加法人(30)	13法人	2法人	3法人	18法人
市内認可保育所運営法人(148)	13法人	48法人	12法人	73法人
it (178)	26法人	50法人	15法人	91法人

② 平成30年度以降の移管等対象園26園に応募する意向はあるか



	応募意向 あり	応募意向 なし	どちらとも いえない	計
法人募集説明会参加法人(30)	13法人	O法人	5法人	18法人
市内認可保育所運営法人(148)	18法人	27法人	28法人	73法人
計 (178)	31法人	27法人	33法人	91法人

法人募集説明会参加法人のうち10法人、市内認可保育所運営法人のうち8法人、計18法人が上記①②の両方に「応募意向あり」と回答しています。

今回のアンケートでは、上記①②の両方または、いずれかに「応募意向あり」と回答した法人から、「人材確保等の課題はあるが、横浜市の考え方に賛同するため、積極的に検討したい」「法人で運営する園に近いため」といった意見がありました。

一方、「応募意向なし」「どちらとも言えない」と回答した法人からは、「保育士確保の目途が立てば検討したい」「子ども子育て支援新制度の施行など、今後の保育業界の動向が不透明なため」といった意見がありました。

VI. 事業評価と改善に向けて

今回の移管事業の検証では、直近3年間の検証に加え、事業開始当初(平成16年度)からの振り返り等、総括的に検証を実施しました。

1 事業評価

(1)目的の達成状況

ア 多様な保育ニーズへの対応

これまで見てきたように事業開始当初(平成 16 年度)からの民間移管の実績からは、市立保育所の継承を基本としながら、多様な保育ニーズへの対応として「幼児に対する主食の提供」、「土曜日の給食の提供」、「時間の延長」の上乗せサービスの実施について、既移管園全 38 園において実施されています。

また、保護者からのアンケートでは、「バス遠足」や「お泊り保育」などの行事の充実について、良かったという意見がありました。さらに、日常の保育についても、「市立時に比べて対応が柔軟になった」、「保護者の負担が軽減された」などの意見もあり、多様な保育ニーズへの対応について、既移管園で達成されていると考えられます。

イ 民間の力の活用による保育環境の改善

既移管園全38園のうち、13園で定員増を含む増改築が行われ、平成27年4月時点で304人の定員増となる予定です。増改築以外にも各法人の自助努力により、施設の改修や設備への投資が行われており、保育環境の改善について、一定の成果があがっています。

(2) 保護者理解•満足度

保護者からのアンケート結果では、総合的満足度は前回検証時を上回る90%以上の保護者から「満足」、「どちらかといえば満足」という回答を得ており、移管後の園運営について、高い満足度があることがわかりました。

一方、個別の意見では、「戸外遊びや散歩が減った気がする」、「ケガ等の報告が不十分なことがある」など、移管後の保育内容や保育体制に対する厳しい意見もありました。そのような意見については、三者協議会などの場で話し合いを重ね、適切な改善を行うことで解決を図りながら進めています。

上記のとおり、保育環境の急激な変化を避けながら、多様な保育ニーズに対し、迅速かつ効率的に対応するという民間移管の事業目的について、保護者から一定の評価が得られていると考えています。

(3) 事業の進め方(スキーム)

ア 移管園公表から移管までの期間について

事業開始当初(平成 16 年度)は、園公表から移管まで 11 か月の短期間で実施していました。その後、検証や改善を行いながら、徐々に期間を延長し、現在は2年6か月の期間をかけて実施しています。

今回の検証では、事業開始当初からの振り返りとして、既移管園全 38 園に「移管園公表から移管までの期間」について、アンケートを実施しました。現在より短い期間(11 か月~1年半)で移管を実施した園からは、「ちょうどよい」という回答もありましたが、一方では、「短い」という回答もあり、「前もって市民に説明し、理解を得る期間が必要」「子どもの最善の利益を守るという観点からも、準備期間は長く取るべき」といった意見がありました。

直近3年間(24~26年度)の移管園の保護者・法人・市立職員に行ったアンケートでは、 三者ともに、現在の2年6か月の移管準備期間について「ちょうどよい」という回答が最も 多く、一定の評価を得ていることがわかります。しかし、「短い」と回答した約1割の保護者 からは「在園児が全員卒園してから移管してほしい」といった意見がありました。

また、市内法人に行ったアンケートからは、「今後の移管予定園(移管計画)をあらかじめ 示してほしい」といった意見がありました。

今回ネットワーク事務局園が公表されたことに伴い、新たに入所を希望される方や応募対 象法人に対して、移管等対象園であることを事前に周知することが可能になります。

今回のアンケート結果を見ると、移管事業の進め方や選考方法等について概ね評価をいただいており、今後も移管園公表から移管まで2年6か月の準備期間を設け、関係者に十分な説明を行いながら移管事業を継続していきます。

イ 「引継ぎ・共同保育」の期間について

現在、移管前の1年間をかけて引継ぎを行っており、そのうち、移管直前の3か月間を共同 保育期間として、保育内容等の引継ぎを実施しています。

直近3年間の移管園の保護者・法人・市立職員に行ったアンケートでは、三者ともに、1年間の引継ぎ期間について、「ちょうどよい」という回答が最も多く、一定の評価を得ているため、現在と同様1年間の期間を設け、丁寧に引継ぎを実施する必要があると考えます。

3か月の共同保育期間については、半数を超える保護者が「ちょうどよい」と回答しており、「長すぎても逆によくないと思う」といった意見がありました。しかし一方では、約3割の保護者が「短い」と回答しており、「子どもは慣れていたが、運営方法等を引き継ぐには短い」といった意見がありました。

「引継ぎ・共同保育」は、移管後の保育を安定的に行う上で、重要な取組の一つであるため、実施にあたっては、保護者からの意見を真摯に受け止めながら、より内容の充実を図るなどの対応が必要であると考えます。

(4) 保育所運営費の縮減効果

38 園の民間移管実施により1年あたり約7億円、累計すると約47億円の保育所運営費の削減が図られています。

また、園舎の建替え等の施設整備費については、市立保育所のまま施設の改修をする場合、 横浜市が全額負担することになりますが、運営主体が民間の場合、現時点では国からの補助が 見込めるため、市立保育所のまま改修する場合に比べ、市費負担分が軽減される結果となりま す。現状では、それらの縮減分等も活用することで、年々増加する横浜市全体の保育所運営費 に対応している状況です。

2 今後に向けた課題

今後、ネットワーク事務局園以外の民間移管等対象園 32 園について、中長期的な事業計画を策定し、安定的に継続して民間移管事業を実施していく必要があります。

ただし、事業の実施にあたっては次のような課題に対する配慮が必要であると考えます。

(1) 市立保育所の定員構成の継承

民間移管にあたっては、市立保育所の定員構成の継承を移管条件としています。

現在の市立保育所では、幼児(3~5歳児)の定員が多くなるような定員構成となっていますが、今回実施した既移管園全38園へのアンケートにおいて、「定員の大部分を幼児が占めるという市立保育所の定員構成では、民間園としては運営が厳しい」などの意見が多くありました。

今後は、法人として移管後の安定的な運営が見込めるよう、対応を検討する必要があると考えます。

(2) 施設の老朽化への対応

今回実施した既移管園全38園へのアンケートでは、「移管時の施設・設備」について、ほとんどの法人が「不満」または「どちらかといえば不満」と回答しており、意見の中には「築年数がかなり経過しており、老朽化が深刻なため、建替えを検討する必要がある」「劣化による故障や不具合により、日々対応に追われた」などの意見がありました。

また、直近3年間の移管園の保護者に行ったアンケートからも、「施設が古いので建替えを検討すべき」などの意見があり、既移管園の法人、保護者双方から、施設・設備の課題についての意見がありました。

これらを踏まえ、移管事業の目的の一つである「施設整備」を効率的に推進していくことができるよう、対応を検討する必要があると考えます。

(3) 保育士の確保

現在の移管事業では、共同保育の実施にあたり、各クラス1名の担任予定者を配置する必要があります。また、移管後の保育の質を確保するため、一定程度の保育経験年数を有する保育士の配置を移管条件として定めています。

今回の検証で、市内法人等に対し、今後の民間移管事業への応募の意向についてアンケートを 実施したところ、「保育士確保の目途が立てば検討したい」「経験のある職員の確保が難しい」と いった意見がありました。

移管園の運営を安定的に行うためには、一定程度の保育経験を有する保育士の確保が必要であると考えていますが、近年、全国的に保育士不足が課題となっており、今後も保育士の確保が極めて困難となることが想定されるため、何らかの対応を検討する必要があると考えます。

3 今後の民間移管事業の実施にあたって

従来から民間移管事業の実施にあたっては、検証に基づく事業手法の見直し以外にも、応募法人に関する保護者への情報提供やアフターフォローの内容の充実等、毎年度きめ細かい改善を図りながら進めてきました。今回、ネットワーク事務局園 54 園を公表したことに伴い、それ以外の 32 園について、民間移管等の対象として検討することとしました。今後、安定的に民間移管事業を進めるにあたっては、中長期的な事業計画を策定し、継続して事業を進めていきます。

また、27年4月からは「子ども・子育て支援新制度」が施行され、保育を取り巻く環境が大きく変わることが想定されるため、今後の動向を注視し、それらに対し迅速に対応するとともに、今回の検証により抽出された課題に対し、それぞれに対応する改善策を検討するなど、今後も丁寧に移管事業を進めていく必要があります。

市立保育所の民間移管事業は、子どもや保護者をはじめ、移管先法人、地域の方々など、関係者の皆様の御理解、御協力があって円滑に進めることのできる事業と考えているため、今後も引き続き、関係される皆様に対し、十分な説明と適切な情報提供を行っていくとともに、様々な御意見をいただきながら推進していきます。